

令和8年4月1日

工事の請負等に係わる入札・契約の適正な執行を期し、入札談合に関する情報（以下「談合情報」という。）に対して、迅速的確に対応するために、標準的な事務処理マニュアルを定める。

1 基本原則

(1) 談合情報として対応する情報は、対象工事等が明らかであり、次のいずれかに該当する情報とする。

ア 談合に関与したとされる業者名あるいは落札予定とされる業者名が明らかであるもの

イ 談合が行なわれたとされる日、場所及び方法が明らかであるもの

ウ 落札予定金額として、設計額に近い額を示しているもの

エ その他、談合に参加した当事者以外知り得ないと思われるもの

(2) 談合情報については、「庄内広域水道企業団公正入札調査委員会設置要領」の定めにより設置する公正入札調査委員会（以下「調査委員会」という。）の調査、審議のもとに対応するものとする。

2 一般原則

(1) 情報の確認及び報告

総務課兼契約検査室長（以下「契約検査室長」という。）は、談合情報があった場合には、当該情報の提供者の氏名、連絡先等を確認のうえ、直ちに調査委員会の委員長に報告するものとする。

なお、新聞等の報道により談合情報を把握した場合にも、報道に基づき委員長に報告するものとする。

(2) 調査委員会の召集及び審議

委員長は、契約検査室長から報告を受けた場合は、当該情報の信憑性及び以後の対応について審議するため、調査委員会を召集する。ただし、緊急止むを得ない場合には、委員長は、当面必要な対応について指示することができるものとする。

(3) 公正取引委員会への通報

委員長は、調査委員会の審議の結果、通報を必要と判断した場合は、公正取引委員会へ談合情報について通報するものとする。

(4) 報道機関等への対応

談合情報を把握した以降において、報道機関等から発注者としての対応についての説明を求められた場合には、契約検査室長が対応するものとする。

3 具体的な対応

談合情報があった場合には、原則として次のように対応するものとする。

(1) 入札執行前に談合情報を把握した場合

ア 談合情報の確認及び報告

契約検査室長は、談合情報が基本原則第1号に該当する情報であると確認した場合には、情報提供者が匿名であっても、情報の内容を談合情報報告書（様式第1）にまとめ、委員長に報告する。

情報提供者が報道機関である場合には、報道活動に支障のない範囲で情報の出所を明らかにするよう要請する。

情報提供者が上記以外の第三者である場合においても、情報の出所を明らかにするよう要請する。

イ 事情聴取

調査委員会の審議の結果、事情聴取が必要と認められた場合は、入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）全員に対して事情聴取を行なう。事情聴取は、入札までの時間、発注の遅れによる影響等を考慮して、入札日前に行なうか、又は入札開始時刻若くは入札日の繰り下げにより、入札を延期したうえで行なう。

聴取結果については、事情聴取書（様式第2）を作成する。

ウ 談合の事実があったと確認される証拠を得た場合の対応

事情聴取の結果、調査委員会が明らかに談合の事実があったと確認される証拠を得た場合には、入札の執行を取り止めるものとする。

エ 談合の疑いがあると判断された場合の対応

事情聴取の結果、調査委員会が談合の疑いがあると判断した場合は、すべての入札参加者に誓約書の提出を求めたうえで、入札業者を抽選により選定し、オの（ア）以下により対応することができるものとする。

なお、抽選により選定する入札業者の数は、入札参加業者の8割以上とする。この場合、あらかじめ予備抽選を行い、本抽選の順番を決めて行なうものとする。

オ 談合の事実があったと確認されない場合の対応

（ア）事情聴取の結果・内容について調査委員会に諮り、審議の結果、談合の事実があったと確認されない場合には、すべての入札参加者から誓約書（様式第3-①～③）を提出させるとともに入札執行後、談合の事実が明らかと認められた場合には、入札を無効とする旨の注意を促した後に入札を行なうものとする。

（イ）この場合、すべての入札参加者に対し、第1回の入札に際し、工事費内訳書を提示させ積算担当者が立ち会い、工事費内訳書を入念にチェックする。

ただし、工事費内訳書の提示を求めることとしていない入札である場合において、入札日において事情聴取を行なう等、あらかじめ工事費内訳書の提示を要請する時間的余裕のないときは、発注の遅れによる影響、工事費内訳書チェックの必要

性等を考慮の上工事費内訳書のチェックを行わずに入札を執行するか、または、工事費内訳書の提示を要請の上、入札日の延期等により入札を執行するかのいずれかで対応すること。

(ウ) 工事費内訳書のチェックにおいて、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、ウにより対応する。

カ 一般競争入札の場合の対応

一般競争入札の場合は、入札参加資格があると認められた者を対象とし、イ以下に従い対応するものとする。

(2) 入札執行後に談合情報を把握した場合

入札執行後に談合情報があった場合には、入札結果等を公表しており、落札者及び落札金額は既に閲覧に供されていることに留意し、次のように対応するものとする。

ア 契約締結以前の場合

(ア) 情報の整理及び報告

談合情報があった場合には、契約を保留し、談合情報報告書（様式第1）を作成し、入札書の写しとともに委員長に報告する。

(イ) 事情聴取

調査委員会の審議の結果、事情聴取が必要と認められた場合は、入札を行なった者全員に対して速やかに事情聴取を行なう。訴査結果については、事情聴取書（様式第2）を作成する。

(ウ) 談合の事実があったと確認される証拠を得た場合の対応

事情聴取の結果、調査委員会が明らかに談合の事実があったと確認される証拠を得た場合には、庄内広域水道企業団契約に関する規則第13条6号の規定により、入札を無効とする。

(エ) 談合の事実があったと確認されない場合の対応

事情聴取の結果、調査委員会が談合の事実は確認されないと判断した場合には、入札を行なった者全員から誓約書（様式第3-①～③）を提出させたうえ、落札者と契約を締結する。

イ 契約締結後の場合

(ア) 情報の整理及び報告

談合情報があった場合には、速やかに談合情報報告書（様式第1）を作成し、入札書の写しとともに委員長に報告する。

(イ) 事情聴取

調査委員会の審議の結果、事情聴取が必要と認められた場合は、入札を行なった者全員に対して速やかに事情聴取を行なう。聴取結果については、事情聴取書（様式第2）を作成する。

(ウ) 談合があったと確認される証拠を得た場合の対応

事情聴取の結果、調査委員会が明らかに談合の事実があったと確認される証拠を得た場合には、着工工事の進捗状況を考慮し、契約を解除するか否かについて、調査委員会の審議を得て決定する。

4 個別手続きの手順

公正取引委員会への通報、事情聴取等の手続きについては、次に掲げる事項に留意して行なう。

(1) 公正取引委員会への通報等

ア 公正取引委員会への通報等は、契約検査室長が行う。

イ 公正取引委員会への通報等は、談合情報に関する資料送付書（様式第4）により資料を添付し行う。

(2) 事情聴取の方法等

ア 事情聴取は、委員長が指名した複数の職員により行う。

イ 事情聴取は、すべての入札参加者を集合させ、一社ずつ面談室等に呼び出し、本人の署名及び押印を事情聴取出席者名簿（様式第5）でとり、必要事項について聴き取りを行うこと。

ウ 聴取結果については、事情聴取書（様式第2）を作成する。

(3) 誓約書の提出等

ア 誓約書の様式

① 誓約書の様式は、当該事業が工事であり、入札が単社の場合においては、様式第3-①とすること。

② 誓約書の様式は、当該事業が工事であり、入札がJVの場合においては、様式第3-②とすること。

③ 誓約書の様式は、対象事業が業務委託である場合には、様式第3-③とすること。

イ 誓約書については、必要に応じその写しを公正取引委員会に送付する旨を事情聴取の対象者に伝え、別紙1を参考として事情聴取の対象者から自主的に提出させる。

ウ 「入札執行後談合の事実が明らかと認められた場合には、入札を無効とする」旨の注意を促す場合は、別紙2により注意事項を読み上げる。

(4) 工事内訳書の提示

工事内訳書の提示に当たっては、入札に際し、積算担当者が立ち会い、第1回の入札において、全入札者が入札書を入札箱に投入した後に、積算担当者が工事費内訳書の提示を求め、談合の形跡がないかを入念にチェックした後に開札する。

附 則

このマニュアルは、令和8年4月1日から施行する。